

国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に関する協議のためのワーキンググループの開催について

平成 27 年 3 月 17 日

1. 厚生労働省、文部科学省、経済産業省で共管する国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に関する法律(平成 26 年法律第 99 号。) 第 7 条第 1 項に基づく基本計画（以下「基本計画」という。）の策定、基本計画に定められた目標の達成その他医療機器の研究開発及び普及の促進に関する施策の効果的な推進を図るため、国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に関する協議のためのワーキンググループ（以下「WG」という。）を次世代医療機器開発推進協議会の下に設置する。
2. WG は、厚生労働省医政局長、医薬食品局長、文部科学省研究振興局長、経済産業省商務情報政策局長が協働し、内閣官房健康・医療戦略室の協力の下、医療機器の製造、販売等を行う事業者、医療機器に関する試験又は研究の業務を行う者、医師その他の医療関係者等の有識者の中から、関係者の参集を求めて開催する。
3. 会議の庶務は、内閣官房健康・医療戦略室、文部科学省及び経済産業省の協力を得て、厚生労働省において処理する。
4. 上記のほか、WG の運営に関し必要な事項は、WG で定める。